

飯山市1人1台タブレット端末貸与についてのガイドライン ～ 保護者の皆様へ ～

令和6年4月12日
飯山市教育委員会

飯山市教育委員会は、こどもの未来の礎となるICT教育を推進し、今年度、市内全小中学校にタブレット端末を配備しています。これにより飯山市内の全児童・生徒が日常的にタブレット端末を活用した学習が可能となりました。



1. 1人1台タブレット端末使用の目的

新しい時代に求められる資質・能力（「学びに向かう力」、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」）の習得を目指し、児童・生徒が「自ら考え主体的に行動できる力」を身に付けるためのツールとして、様々な教育活動で活用することを目的とします。

2. タブレット端末使用による学校での授業、家庭での学習の変化

- (1) 授業ではタブレット端末を用いて、調べ学習やオンラインでの交流、プレゼンテーション、プログラミング等を行います。また、教科書についているQRコードから動画や資料を視聴することもでき、今までよりも幅広い学習ができます。
- (2) デジタル版ドリル学習により、個に応じた最適なプログラムで、繰り返し学習ができ、即時採点と成績集計により、効果的に学習を進めることができます。
- (3) 家庭にタブレットを持ち帰り、家庭にあるWi-Fiに繋げることで、学校から出題された課題の受け取り、取り組んだ課題の学校への提出など、家庭と学校を繋いだ学習ができます。
- (4) 情報の活用についてのモラルとマナーを身に付け、責任をもって適切に使用方法を学びます。

3. タブレット端末使用に関するお願い

- (1) タブレット端末は市から1人1台貸与しています。 基本的に端末は学年が変わっても持ち上げ式で同じものを使用します。小学校卒業の際は学校に返却し、中学校入学後に新たに中学校から端末を貸与します。返却された端末は下の学年が使用することになりますので、学校ではルールを守って大切に使うことを指導します。
- (2) 学校からの指示により、家にタブレットを持ち帰って学習に使用する場合があります。その際は、家庭での使用方法について別途詳細をお配りします。家庭に持ち帰った際は、ルールを守って丁寧に扱うようお願いします。
- (3) 学校では定期的に端末の点検を行い、故障・破損の際は修理を行います。故意による破損や故障、認められた場合、費用負担が発生することがあります。万が一故障、破損が認められた場合はすぐに学校にお知らせください。
- (4) 端末には危険なサイト等からお子様を守るためのフィルタリングをかけてあります。また、アプリケーションは飯山市で一括管理し、個人ではインストールできないようになっていますのでご承知おきください。
- (5) タブレット端末の使用方法、情報の取扱い等についてのルールは別紙「タブレット使用のルール」に記載しています。ご家庭でも熟読の上、使用に際しては保護者、児童・生徒の同意書をご提出ください。ルールを守らないことで起きるトラブルについては、ご家庭の責任となります。
学習用具の一つとしてタブレットが有効に活用できるよう、各家庭のご協力をお願いいたします。